院外処方せんに表記する臨床検査値の条件

◆ **医薬品別検査値（医薬品ごとに表記する検査値）**

① 添付文書の禁忌・警告に具体的に検査項目が記載されている医薬品

② 添付文書の禁忌・警告に臨床検査値で規定できる疾患・症状が記載されている医薬品

③ 腎機能に応じて用量調節が必要な医薬品

◆ **固定検査値（１９項目）**（全ての処方箋に共通の検査値を表記）

重篤副作用疾患別対応マニュアル（厚労省監修）より、自覚症状で早期発見できない副作用および自覚症状よりも先に検査値が変動する副作用を対象とし、「早期発見と早期対応のポイント」の項目に記載のある検査値

eGFR　CRE　ｼｽﾀﾁﾝC　AST　ALT　ALP　T-BIL　CK　HbA1c
K　Ca　ALB　Mg　TSH　WBC　SEG　ST.　HGB　PLT

注意事項

- 300 日以内のデータのみを表記します。データがない場合は「***」で表記します。
- 表記するｅＧＦＲは、体表面積補正値（mL/min/1.73 ㎡）であることに注意してください。
- 医薬品ごとに表記されるのは禁忌・警告だけであるため、重要な基本的注意や副作用の早期発見には固定検査値が重要になります。